

2019年10月22日

受益者のみなさま

三菱UFJ国際投信株式会社

「三菱UFJ グローバルバランス（積極型）／（安定型）〈愛称：未来地図〉」  
約款変更のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社の投資信託に格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社「三菱UFJ グローバルバランス（積極型）／（安定型）〈愛称：未来地図〉」（以下、「当該ファンド」といいます。）につきまして、下記のとおり当該ファンドが投資対象とするマザーファンドの追加にかかる約款変更を行いましたので、お知らせ申し上げます。

なお、当該ファンドが投資対象とするマザーファンドの削除にかかる約款変更につきましては2019年11月22日に実施する予定です。

本件変更後も当該ファンドの運用方針および運用プロセスには変更はございません。

本件変更の趣旨についてご理解賜りますとともに、今後とも弊社投資信託をご愛顧の程、よろしくお願い申し上げます。

本件変更に関しまして、受益者のみなさまのお手続きは不要です。

敬具

記

1. 対象ファンド

- ・三菱UFJ グローバルバランス（積極型）〈愛称：未来地図〉
- ・三菱UFJ グローバルバランス（安定型）〈愛称：未来地図〉

2. 変更内容

- ①当該ファンドが投資対象とするマザーファンドの追加  
三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンド
- ②当該ファンドが投資対象とするマザーファンドの削除  
外国債券マザーファンド

3. 変更理由

当該ファンドが投資対象とする「外国債券マザーファンド」は、残高些少により運用が困難な状況になりつつあることから、ベビーファンドの商品性を維持するため、運用の安定性が見込める「三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンド」へ入替えを行うものです。

なお、入替えに伴い、「外国債券マザーファンド」は繰上償還予定です。

#### 4. 約款変更日

- ①2019年10月22日（投資対象とするマザーファンドの追加）
- ②2019年11月22日(予定)（投資対象とするマザーファンドの削除）

以上

- ・ 本お知らせに関するお問い合わせ  
三菱UFJ国際投信 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034  
【受付時間／9：00～17：00（土・日・祝日・12月31日～1月3日を除く）】
- ・ 受益者さまの個別のお取引内容についてのお問い合わせ  
お取引のある販売会社の本支店へお問い合わせください。

## 約款変更新旧対照表

三菱UFJ グローバルバランス (積極型)

三菱UFJ グローバルバランス (安定型)

変更後 (新)	変更前 (旧)
<p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象 日本株式マザーファンド受益証券、日本債券マザーファンド受益証券、外国株式マザーファンド受益証券、<u>外国債券マザーファンド受益証券および三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンド受益証券</u>を主要投資対象とします。このほか内外の株式・公社債に直接投資することがあります。</p> <p>(2) 投資態度 中長期的な経済シナリオに基づき、<u>各</u>マザーファンドおよび短期金融商品への適切なアセットアロケーションを行うことにより、(略)</p>	<p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象 日本株式マザーファンド受益証券、日本債券マザーファンド受益証券、外国株式マザーファンド受益証券<u>および外国債券マザーファンド受益証券</u>を主要投資対象とします。このほか内外の株式・公社債に直接投資することがあります。</p> <p>(2) 投資態度 中長期的な経済シナリオに基づき、<u>4つの</u>マザーファンドおよび短期金融商品への適切なアセットアロケーションを行うことにより、(略)</p>
<p>(運用の指図範囲等)</p> <p>第17条 委託者は、信託金を、主として、三菱UFJ 国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ 信託銀行株式会社を受託者とする日本株式マザーファンド、日本債券マザーファンド、外国株式マザーファンド、<u>外国債券マザーファンドおよび三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンド</u> (以下これらを総称して「マザーファンド」といいます。)の受益証券のほか、次の有価証券 (金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。</p> <p>(略)</p>	<p>(運用の指図範囲等)</p> <p>第17条 委託者は、信託金を、主として、三菱UFJ 国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ 信託銀行株式会社を受託者とする日本株式マザーファンド、日本債券マザーファンド、外国株式マザーファンド<u>および外国債券マザーファンド</u> (以下これらを総称して「マザーファンド」といいます。)の受益証券のほか、次の有価証券 (金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。</p> <p>(略)</p>

三菱UFJ グローバルバランス (積極型)  
 三菱UFJ グローバルバランス (安定型)

変更後 (新)	変更前 (旧)
<p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法            (1) 投資対象            日本株式マザーファンド受益証券、日本債券マザーファンド受益証券、外国株式マザーファンド受益証券および三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。このほか内外の株式・公社債に直接投資することがあります。</p>	<p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法            (1) 投資対象            日本株式マザーファンド受益証券、日本債券マザーファンド受益証券、外国株式マザーファンド受益証券、<u>外国債券マザーファンド受益証券</u>および三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。このほか内外の株式・公社債に直接投資することがあります。</p>
<p>(運用の指図範囲等)</p> <p>第17条 委託者は、信託金を、主として、三菱UFJ 国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ 信託銀行株式会社を受託者とする日本株式マザーファンド、日本債券マザーファンド、外国株式マザーファンドおよび三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンド（以下これらを総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。            (略)</p>	<p>(運用の指図範囲等)</p> <p>第17条 委託者は、信託金を、主として、三菱UFJ 国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ 信託銀行株式会社を受託者とする日本株式マザーファンド、日本債券マザーファンド、外国株式マザーファンド、<u>外国債券マザーファンド</u>および三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンド（以下これらを総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。            (略)</p>

以上